

福島県庁・厚労省から HRN への回答

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウが、福島県庁・厚労省に対し、福島県健康管理調査に関する質問を行ったところ、得られた回答(電話回答)は以下のとおりであった。

福島県庁への質問(HRN)

回答日 2012年8月28日

甲状腺検査に関する A2判定の基準の策定、検査結果の通知方法、検査結果の被験者への開示のあり方について質問

福島県庁 健康管理調査室の回答

・甲状腺検査結果を、A1、A2、B、C のタイプに分けて通知している。

A2について、以前は「概ね良好」との記載のみであったが、周囲の要望を受け、修正。

現在は、A2の場合、結節、嚢胞の大きさ、数について記載。また、A2とは直ちに問題が生じる状況ではないことを表している。

A2の基準(結節5mm、嚢胞20mm 以内)は、福島県立医大の医師による見解に基づいて決められた。

・それ以上の情報、例えばエコー画像の配布は物理的に不可能である。

よって、それ以上の情報は条例に基づく情報公開手続によって開示する。

情報公開請求による開示については、請求を受けて存在するものは非開示事由に該当しない限り開示を行うが、エコー画像については、コピー画像をプリントアウトして配布しており、デジタル画像(いわばマスターデータ)の提供は行っていない。今後デジタル画像の提供を行うかどうかは、委託先の福島県立医大の医師と別途検討が必要である。

厚労省への質問(HRN)

回答日 2012年8月29日

検査の委託を受けた医療機関が保有データを開示する義務を負うことは、個人情報保護法25条および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」から明らかであり、また厚労省の「診療情報の提供等に関する指針」にも開示・説明について明記されている。これは、福島県の甲状腺検査の事例にも適用されるのではないかと。

厚労省医師局の回答

・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

・診療情報の提供等に関する指針

に照らし、現在の福島県の甲状腺検査の結果の開示の態様が適切であるかどうかについては、みだりに当省が判断することはできない、と回答を拒否された。

当ガイドラインおよび指針について適合しているかどうかは、一次的には指導権限を持つ都道

府県の保健福祉事務所が行うべきである。

なお、仮に保健福祉事務所の見解を得た後であっても、厚労省が一般の問い合わせに対して回答することはなく、保健福祉事務所から相談があった場合に内部的にこれに応じるにとどまると回答。

そもそも当ガイドラインの適用および指針が本事例について適用不適用かどうかについては、言及しない(ただし、適用がないからそもそも検討に値しないという否定的見解は示されなかった。)

当ガイドラインは個人情報保護法25条の解釈の参考になるもので、当ガイドラインに違反する場合は同法25条の違反になる可能性が高いと思われる。

他方で、当指針については、医療法の解釈の参考になるものだが、医療法に基づくインフォームドコンセント自体が努力義務規定であるため、当指針に違反するからといって、医療法違反というのは困難ではないか。

なお、福島県の保健福祉事務所が複数あるところ、本件は、福島県が福島県立医大に委託して行っている検査であることから、おそらく中央エリアの保健福祉事務所が担当であろうと説明を受けた。

以 上